

2026 年 9 月 30 日（水）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 堀尾、中瀬
電話 0564-27-2876（ダイヤルイン）
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 内田、原田
内線 3050、3008
電話 052-954-6225（ダイヤルイン）

高浜市における土壌・地下水汚染について

株式会社興田建設工業（東海市）が、高浜市内の同社所有地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

（１）報告者

株式会社興田建設工業

（２）報告年月日

2026 年 9 月 30 日（水）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県高浜市論地町一丁目 1 番 22、1 番 23、1 番 62、1 番 63、1 番 72 及び 1 番 73 並びに 1 番 2、1 番 3、1 番 5、1 番 16、1 番 17、1 番 18、1 番 19、1 番 20、1 番 21、1 番 24、1 番 55、1 番 56、1 番 57、1 番 58、1 番 59、1 番 60、1 番 61、1 番 64、1 番 65、1 番 74、1 番 75 及び 194 番の各一部

（４）報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
鉛及び その化合物	0.068mg/L (6.8 倍) ^{注 1}	0.01mg/L 以下	0.3～1.15m	3／59
ふっ素及び その化合物	2.8mg/L (3.5 倍) ^{注 1}	0.8mg/L 以下	0～3.5m	25／59
ほう素及び その化合物	630mg/L (630 倍) ^{注 1}	1 mg/L 以下	0～5.0m	27／59

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	15,000mg/kg (100 倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～2.0m	9／59
ほう素及び その化合物	38,000mg/kg (9.5 倍) ^{注3}	4,000mg/kg 以下	0.3～1.4m	2／59

注3：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.9mg/L (2.4 倍) ^{注5}	0.8mg/L 以下	2／3
ほう素及び その化合物	57mg/L (57 倍) ^{注5}	1 mg/L 以下	3／3

注5：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。また、関係者以外の立入りを制限するため、出入口に立入禁止看板が掲示されています。

2 今後の対応

事業者は、追加調査により汚染範囲を把握した上で、措置を検討します。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を踏まえ、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社興田建設工業

住所：愛知県東海市高横須賀町成宝新田 150-1

電話：0562-85-2095

4 調査対象地の概要

(1) 面積

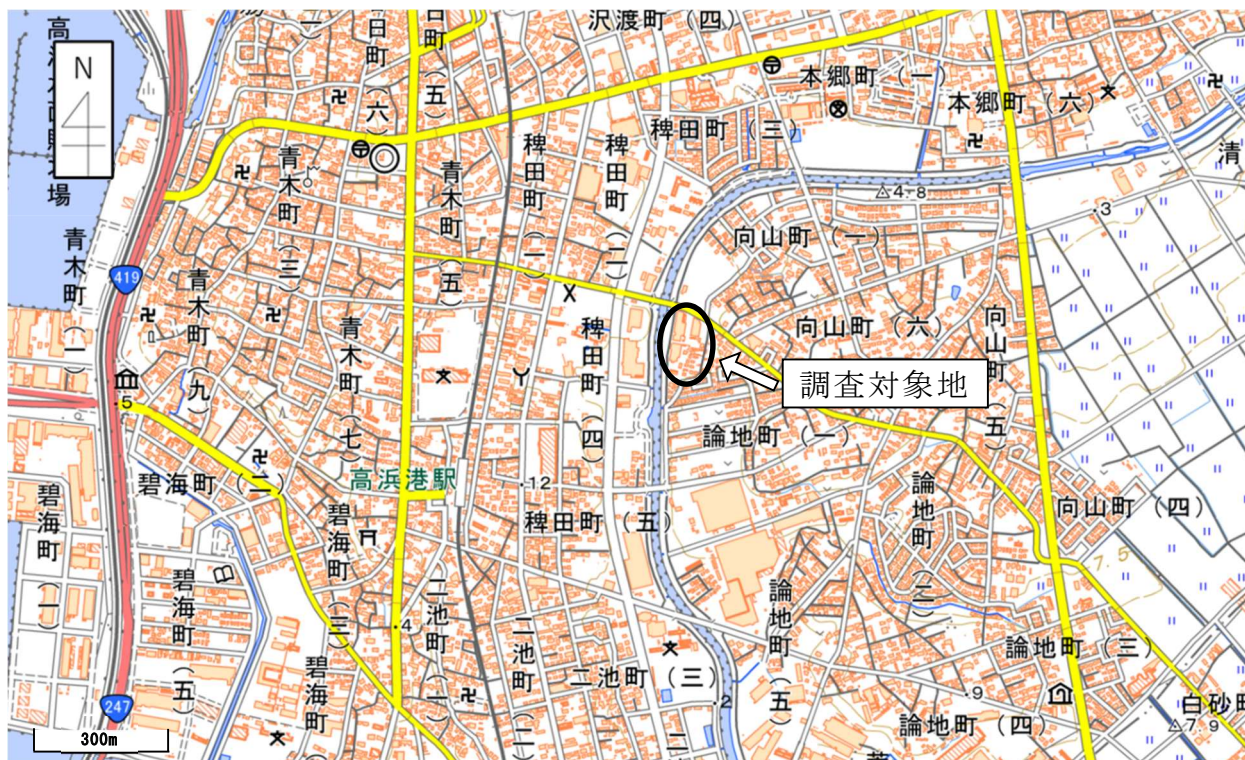
5,616.22m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1967年頃から2022年まで、ガラスフリット(ガラス粉)及び瓦・陶器用釉薬の製造工場として利用されていましたが、現在は未利用地とな

っています。

今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3g、経口致死量は成人で15～20g、幼児で5～6g、乳児で2～3gとされています。

また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)